

3.(1)① リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進

【訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、齋養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護老人施設、介護老人保健施設、介護老人施設、介護老人施設】

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組を一体的に運用し、自立支援・重度化防止を効果的に進め
る観点から見直しを行う。【通知改正】

概要

算定要件等

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する加算等の算定要件とされている計画作成や会議について、リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士が必要に応じて参加することを明確化する。
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する各種計画書（リハビリテーション計画書、栄養ケア計画書、口腔機能向上サービスの管理指導計画・実施計画・実施記録）について、重複する記載項目を整理するとともに、それぞれの実施計画を一目的に記入できる様式を設ける。

3.(1)③ リハビリテーションマネジメント等の見直し

概要	【介護老人保健施設、介護医療院】	算定要件等				
<p>○ 介護老人保健施設（リハビリテーションマネジメント）及び介護医療院（特別診療費（理学療法・作業療法・言語聴覚療法）について、自立支援・重度化防止に向けた更なる質の高い取組を促す観点から、訪問リハビリテーション等と同様に、CHASE・VISITへリハビリテーションのデータを提出しフィードバックを受けてPDCAサイクルを推進することを評価する新たな加算を創設する。【告示改正】</p>	<p>単位数</p> <table border="1"><thead><tr><th>現行</th><th><改定後></th></tr></thead><tbody><tr><td>なし</td><td>⇒ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（老健） 理学療法、作業療法又は言語聴覚療法に係る加算（医療院）</td></tr></tbody></table>	現行	<改定後>	なし	⇒ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（老健） 理学療法、作業療法又は言語聴覚療法に係る加算（医療院）	<p>○ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること。</p> <p>○ 入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他のリハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p>
現行	<改定後>					
なし	⇒ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（老健） 理学療法、作業療法又は言語聴覚療法に係る加算（医療院）					

3.(1)⑭ 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

概要

- 施設系サービスにおいて口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させることを設けるため、口腔衛生サービスとして、本サービスごとに算定要件の取組を整備し、同加算の算定要件の算定を廃止し、同加算の算定を一定緩和した上で、3年の経過管理を置期間を行うことを求めめる。【省令改正、告示改正】
- 口腔衛生管理加算について、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更新なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する。【告示改正】

単位数

<現行>

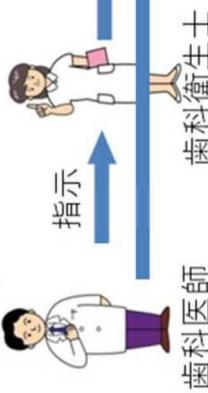
口腔衛生管理体制加算 30単位/月 ⇒ 廃止
口腔衛生管理加算 90単位/月 ⇒ 口腔衛生管理体制加算 (I) 90単位/月 (現行の口腔衛生管理加算と同じ)
口腔衛生管理加算 (II) 110単位/月 (新設)

基準・算定要件

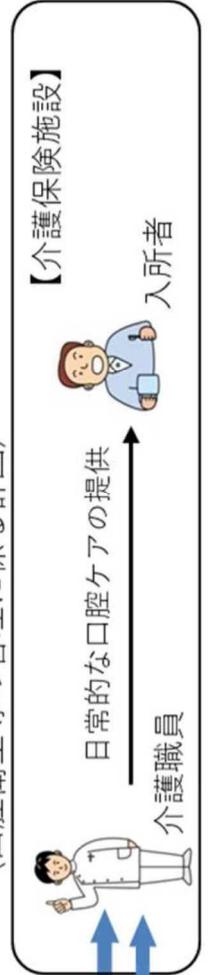
<運営基準(省令)> (※3年の経過措置期間を設ける)

- ・「入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない」ことを規定。
※「計画的に」とは、歯科医師又は歯科衛生士が、介護職員に対する指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。
- ・ 加算(I)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他の口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報活用していること。

<運営基準等における対応>



<口腔衛生等の管理に係る計画>



3. (1)⑯ 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

- | | | |
|--|--|--|
| 概要 | 【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（一部除く）、介護医療院】 | |
| ○ 介護保険施設における栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から、栄養マネジメント加算等の見直しを行う。【省令改正、告示改正】 | | |

単位数

< 現行 >		
栄養マネジメント加算	14単位／日	⇒
なし	低栄養リスク改善加算 経口維持加算	300単位／月 400単位／月
< 改定後 >		
栄養マネジメント未実施 廃止	14単位／日減算 (新設) (3年の経過措置期間を設ける)	
なし	栄養マネジメント強化加算 廃止	11単位／日 (新設) 変更なし

基準・算定要件等

- | | | |
|--|---|--|
| < 運営基準 (省令) > | < (現行) 栄養士を1人以上配置 → (改定後) 栄養士又は管理栄養士を1人以上配置。 | |
| ○ 栄養マネジメントを担当できるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない」 | 定。(3年の経過措置期間を設ける) | |
| < 栄養マネジメント強化加算 > | < 管理栄養士を常勤で入所者の数を50(施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70)で除した数以上配置することにに対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること | |
| ○ 低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること | ○ 入所者ごとの栄養状態等の情報等の実施の適切かつ有効な実施のために必要な情報等を活用すること。 | |
| < 経口維持加算 > | < 原則6月とする算定期間の要件を廃止する | |

3.(1)⑯ 多職種連携における管理栄養士の関与の強化

概要

【短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護保険施設において多職種連携を行う取組について、管理栄養士の役割や関与を強化する観点から、以下の見直しを行う。**【告示改正、通知改正】**
 - ・看取り期における栄養ケアの充実を図る観点から、介護保険施設における看取りへの対応に係る加算（看取り介護加算、ターミナルケア加算）又は基本報酬の算定要件において、関与する専門職として管理栄養士を明記する。
 - ・褥瘡の発生や改善は栄養と大きく関わることを踏まえ、褥瘡マネジメント加算、褥瘡対策指導管理の算定要件において、関与する専門職として管理栄養士を明記する。

3. (3)① 寝たきり予防・重度化防止のためのマネジメントの推進

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設において、入所者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等の観点から、医師の関与の下、リハビリテーション・機能訓練、介護等を行う取組を推進するため、定期的に全ての入所者に対する医学的評価と、それに基づくリハビリテーションや日々の過ごし方等についてのアセスメントを実施するとともに、
 - ・ 介護支援専門員やその他の介護職員が、日々の生活において適切なケアを実施するための計画を策定し、日々のケア等を行う加算を創設する。【告示改正】
- その後、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを求める。【告示改正】

単位数

<現行>
なし

<改定後>
⇒
自立支援促進加算
300単位／月（新設）

算定要件等

- 以下の要件を満たすこと。
 - イ 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも六月に一回、医学的評価の見直しを行い、自立支援計画等の策定等に参加していること。
 - ロ イの医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。
 - ハ イの医学的評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直していること。
 - 二 イの医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他の自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

3.(3)② 横濱マネジメント加算等の見直し①

概要

- 横濱マネジメント加算（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、看護小規模多機能型居宅介護）
から、以下の見直しを行う。【告示改正】
- ・ 計画の見直しを含めた施設の継続的な取組を評価する観点から、毎月の算定を可能とする（介護医療院を除く）。
 - ・ 現行の横濱マネジメントの取組（プロセス）への評価に加え、権限の発生予防や状態改善等（アウトカム）について評価を行う新たな区分を設ける。その際、権限の定義や評価指標について、統一的に評価することが可能なものを用いる。
 - ・ CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを求める。

単位数

<現行>		<改定後>		※看護小規模多機能型居宅介護を対象に加える。	
権限マネジメント加算	10単位／月 (3月に1回を限度とする)	⇒	権限マネジメント加算 (I) 権限マネジメント加算 (II)	3単位／月 13単位／月	(新設) (新設)
			※ 加算 (I) (II) は併算不可。現行の加算を算定する事業所への経過措置を設定		
<現行>		<改定後>		※看護小規模多機能型居宅介護を対象に加える。	
権限対策指導管理	6単位／日	⇒	権限対策指導管理 (I) 権限対策指導管理 (II)	6単位／日 10単位／月	(現行と同じ) (新設)
			※ (I) (II) は併算可。		

3.(3)② 横瘡マネジメント加算等の見直し②

算定要件等

- | | | | |
|-----------------|---|---|---|
| <横瘡マネジメント加算（Ⅰ）> | ○ 以下の要件を満たすこと。
イ 入所者等ごとに横瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも三ヶ月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、横瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること。 | ロ イの評価の結果、横瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、横瘡管理に従事する横瘡ケア計画を作成していること。
ハ 入所者等ごとの横瘡ケア計画に従い横瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態について定期的に記録していること。 | ニ イの評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者等ごとに横瘡ケア計画を見直していること。 |
| <横瘡マネジメント加算（Ⅱ）> | ○ 横瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、横瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、横瘡の発生がないこと。 | | |
| <横瘡対策指導管理（Ⅱ）> | ○ 横瘡対策指導管理（Ⅰ）に係る基準を満たす介護医療院において、施設入所時の評価の結果、横瘡が発生するリスクがあるとされた入所者について、横瘡の発生がないこと。 | | |

3. (3)③ 排せつ支援加算の見直し①

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設を除く）について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する観点から、以下

- 排せつ支援加算（介護療養型医療施設を除く）の見直しを行う。【告示改正】
 - ・ 排せつ状態の改善が期待できる入所者等を漏れなく支援していく観点から、全ての入所者等に対して定期的な評価（スクリーニング）の実施を求め、事業所全体の取組として評価する。
 - ・ 繼続的な取組を促進する観点から、6か月以降も継続して算定可能とする。
 - ・ 入所者等全員に対する排せつ支援の取組（プロセス）への評価に加え、排せつ状態の改善（アウトカム）について評価を行う新たな区分を設ける。その際、定義や指標について、統一的に評価することが可能なものを用いる。
 - ・ CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを求める。

単位数

※看護小規模多機能型居宅介護を対象に加える。

<現行> <改定後>

- | | | | | | |
|---------|---------|---|---------------|--------|------|
| 排せつ支援加算 | 100単位／月 | ⇒ | 排せつ支援加算 (I) | 10単位／月 | (新設) |
| | | | 排せつ支援加算 (II) | 15単位／月 | (新設) |
| | | | 排せつ支援加算 (III) | 20単位／月 | (新設) |

※ 排せつ支援加算 (I) ~ (III) は併算不可。現行の加算を算定する事業所への経過措置を設定

3.(3)③ 排せつ支援加算の見直し②

算定要件等

<排せつ支援加算（Ⅰ）>

- イ 以下の要件を満たすこと。
　　排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも六月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。
　　口 イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。
　　ハ イの評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。

<排せつ支援加算（Ⅱ）>

- 排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、
　　・ 施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。
　　・ 又はおむつ使用から使用なしに改善していること。

<排せつ支援加算（Ⅲ）>

- 排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、
　　・ 施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。
　　・ かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。